

議案第24号

取手市立教育相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立教育相談センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第49号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立教育相談センターの名称を取手市教育総合支援センターに改称するとともに、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関することをセンターの事業として明記し、その施策を推進していくため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立教育相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立教育相談センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>取手市教育総合支援センターの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、<u>教育相談に関する援助指導及びいじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)</u>のための対策の推進に資するため、<u>取手市教育総合支援センター(以下「教育総合支援センター」という。)</u>を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 <u>教育総合支援センター</u>は、取手市戸頭八丁目10番1号に置く。</p> <p>(事業等)</p> <p>第3条 <u>教育総合支援センター</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>いじめの防止等のための対策に関すること。</u></p> <p>(3) <u>不登校児童生徒に対する支援その他の対策に関すること。</u></p> <p>2 <u>前項の事業を推進するため、次に掲げる室及び教室を設置する。</u></p> <p>(1) <u>いじめ対策推進室</u></p> <p>(2) <u>適応指導教室</u></p> <p>(管理)</p> <p>第4条 <u>教育総合支援センター</u>は、取手市教</p>	<p style="text-align: center;"><u>取手市立教育相談センターの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、教育相談に関する援助指導に資するため、<u>取手市立教育相談センター(以下「教育相談センター」という。)</u>を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 <u>教育相談センター</u>は、取手市戸頭八丁目10番1号に置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>教育相談センター</u>は、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>適応指導教室に関すること。</u></p> <p>(管理)</p> <p>第4条 <u>教育相談センター</u>は、取手市教育委</p>

育委員会が管理する。 (職員) 第5条 <u>教育総合支援センターに</u> 、所長、教育相談員その他必要な職員を置く。	員会が管理する。 (職員) 第5条 <u>教育相談センターに</u> 所長、教育相談員その他必要な職員を置く。
--	---

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。